

2023年11月24日

新設分割に係る事前備置書面
(会社法第803条第1項及び同施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー
エン・ジャパン株式会社
代表取締役 鈴木 孝 二

エン・ジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)は、2023年11月27日付新設分割計画書に基づき、2024年4月1日をもって、当社のエンS×事業に関して有する権利義務を、新たに設立するエンS×株式会社(以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)を実施することと致しました。

当社が、本分割に関して会社法第803条および同施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

- 1. 新設分割計画の内容(会社法第803条第1項第2号)**
2023年11月27日付新設分割計画書の内容は、【別紙】のとおりです。
- 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号イ)**
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項(会社法第763条第1項第6号)**
新会社は、本分割に際して4,500株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。
当社に交付される新会社の株式の数は、新会社の株式の全てが当社に割り当てられ、任意に定めることができるため、新会社の管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。
 - (2) 資本金および準備金の額に関する事項(会社法第763条第1項第6号)**
当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、資本政策の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書記載のとおりとしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。
- 3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(会社法施行規則第205条第2号)**
該当事項はありません。
- 4. 会社法第808条第3項2号に定める新株予約権を発行しており会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第3号)**
該当事項はありません。
- 5. 他の新設分割会社に関する事項(会社法施行規則第205条第4号及び第5号)**
該当事項はありません。
- 6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号イ)**
該当事項はありません。
- 7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務(当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。)の履行見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)**

号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

- ① 当社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本分割の効力発生日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。
- ② 本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。
- ③ 以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

- ① 本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。
- ② 本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。
- ③ 以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

新設分割計画書

当社は、分割により設立する会社に対して当社のエンS X事業（営業支援、教育・組織開発コンサルティング事業）に関して有する権利義務の全部を承継させることに関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（目的）

当社は、本計画に定めるところに従って、新設分割の方法により、当社の営業支援、教育・組織開発コンサルティング事業の事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の全部を分割により設立する株式会社（以下「新会社」という。）に承継させるため、会社分割を行う（以下「本分割」という。）。

第2条（設立会社の目的等）

新会社の、目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項は、別紙1の定款のとおりとする。

第3条（設立会社の取締役等の氏名）

- 1 新会社の取締役は、次の者とする。
取締役 岩崎拓央
取締役 鈴木孝二
取締役 中島純
- 2 新会社の監査役は、次の者とする。
監査役 高橋康正

第4条（承継する権利義務）

新会社が、本分割により、当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2のとおりとする。なお、当社から、新会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとし、当社は、新会社に承継されるすべての債務について、引き続き、新会社と連帯して、債務を負担する。

第5条（設立会社が交付する株式の数）

新会社が、本分割に際して、普通株式 4,500 株発行し、その全部を、当社に対して割当交付する。

第6条（設立会社の資本金及び準備金に関する事項）

新会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 資本金 | 4,500 万円 |
| (2) 資本準備金 | 4,500 万円 |

第7条（登記をなすべき時期）

本分割の登記をなすべき時期は、令和6年4月1日とする。ただし、分割手続の進行その他の事由により必要があるときは、当社は、取締役会の決議をもって、これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務を負わない旨の確認）

当社は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本分割の変更及び中止）

本計画作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本分割について法令上必要な行政官庁の許認可等を得ることができなかつた場合その他本分割を本計画に従って実行することが合理性を欠くものと当

社が判断した場合には、当社は、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本計画書に定める事項のほか、本分割に関して、必要な事項は、本分割の趣旨に従い、当社が定めるものとする。

以上

令和5年11月24日

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 孝二 ⑩

エン SX 株式会社

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、エンSX株式会社と称し、英文では、en SX Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 営業支援事業
2. 販売促進セミナーの企画及び運営
3. 営業用ツール及び資料の企画・開発・作成・提供及び運用
4. 経営、マーケティング、人材採用・教育・評価に関するコンサルティング業務
5. 情報収集、情報処理及び情報提供に関するサービス
6. 各種企業及び団体に対する社員研修の企画及び提供
7. Web広告の企画及び運用
8. 各種Webサイトの企画、開発及び運営
9. コンピューター用ソフトウェアの開発、設計、販売及び保守メンテナンス
10. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
11. 企業及びサービスの紹介及びプロモーションに関する事業
12. M&A及び事業承継の仲介及び斡旋
13. 投資事業
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主の住所等の届出等)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年

度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集する。取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第12条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行う。

(決議等の省略)

第15条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役等との責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業

務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

8. 承継権利義務明細書

新会社は、令和5年11月24日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社の成立の日（以下「効力発生日」という。）に至るまでの増減を加除した次に定める本事業に属する当社の資産及び負債を効力発生日において当社から引き継ぐ。

1 資産

本事業に関する現預金、売掛金、有価証券、有形固定資産、その他の資産。

2 負債

本事業に関する買掛金、未払金、その他の負債。

3 知的財産権等

本事業に関する当社の知的財産権及びノウハウは承継しない（ただし、本事業に必要な範囲で当社が許諾する。）。

4 契約関係

本事業に関する契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、本事業以外の、当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに付随する権利義務は除く。

5 雇用契約

本事業に従事する、短時間労働者以外の当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新会社に承継されない。当社は、効力発生日において、本事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま、新会社に出向させ、以降、新会社において本事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新会社間にて協議の上、決定する。本事業に従事する、短時間労働者の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新会社に承継する。

以上